

第5回定例委員会会議録

- 教 育 長) 開会宣言
- 教 育 長) 会議成立の宣言
- 教 育 長) 会議録署名委員の指名（木村委員）
- 教 育 長) ここでお諮りいたします。

第9号議案「芦屋市教育委員会所管の職員の処分について」は、その内容から秘密会で審議するのが適当と考えますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

また、審議の順番ですが、関係者以外は退席することになりますので、一番最後に審議したいと思います、いかがでしょうか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、審議に入ります。

日程第1、専決報告第9号「芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 成田委員の区分の欄に、その他と記載されておりますが、5ページに記載されている要綱の第8条第2項の第1号から第6号までのどれに当てはまりますか。

生涯学習課長) 第1号から第6号に当てはまっておりませんが、実際に教

室型を行っている方のご意見もいただきたいということで、お願いしております。

浅井委員) 強いて当てはめるなら、地域関係者になるのですか。

教育長) 第8条には、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命すると記載されており、第8条にはその他という区分はないため、要綱に当てはまりません。そのため、実際地域で行われている放課後子どもプランの教室に携わっていただいておりますので、地域関係者に変更してください。

生涯学習課長) はい。修正させていただきます。

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越野委員) 放課後子どもプランの委員は、各団体に推薦を依頼しているのでしょうか。

生涯学習課長) はい。そうです。

越野委員) 自治会連合会のホームページでは、一般向けに放課後子どもプラン運営委員会委員を募集されておりました。このような募集の方法では、市民公募と同じになってしまうと思いました。また、市民公募の場合は、それぞれの附属機関にあわせたテーマの作文を書いてもらい、選考する際の基準になると思いますが、自治会連合会のホームページでは、作文を書くなどの要件はなかったように思います。ですので、希望する方がどなたでも委員になれてしまうのではないかと心配になりました。

もし、ほかの団体も同じような感じで、自分のところで勝手に公募されるようになってしまっただけでは、誰でも希望する方が出てこられるような会になってしまうのではないかと思います。

生涯学習課長) 自治会連合会の所管が市民参画課となっておりますので、

再度確認いたします。所管課を通じて自治会連合会の考え方を聞いていただいた際には、役員に限らず誰でもこのような場で意見を言えるようにするためとのことでした。

市としましては、地区の皆さんの意見を自治会連合会の役員がとりまとめて、委員会に出席していただくことが、本来の形だと思っておりますので、申出はしているところです。

越 野 委 員) わかりました。

教 育 長) 通常、いろいろな関係団体に推薦していただくやり方を行っておりますが、広くさまざまな方から意見を聞く姿勢は大事なものだと思います。その際の推薦のあり方については、門戸を広げるという意味では、それは否定するべきものではありませんが、市民参画課とはよく調整をしてください。今回はこのような形で推薦していただき、委員をお願いしておりますが、一般公募との違いをもっておいた方がいいですね。

生涯学習課長) わかりました。

小 石 委 員) この運営委員会で主にどのような内容や問題の議論をされているのですか。

生涯学習課長) 年2回開催しており、第1回目は7月頃に行い、1学期が終わった段階で、校庭開放やキッズスクエア、教室型の授業など、実際に行った事業の状況を把握し、前年度の実績と1学期の状況を踏まえて報告をさせていただきます。その報告についてのアドバイスやご意見、参加状況の協議をしております。

小 石 委 員) それぞれの学校で行っている活動については、運営委員会で報告されるわけですね。コーディネーターは、お互いに話し合う機会はあるのでしょうか。

生涯学習課長) そうですね。運営委員会では、委員の方だけが出席されて、事務局が報告したものを聞いて協議されているのですが、成田委員などは、実際に現場で活動されている方なので、現場でのご意見や状況を話されることはあります。

小石委員) コーディネーター同士が情報交換するような場はありますか。

社会教育部長) キッズスクエアを所管している青少年育成課のほうになります。青少年育成課でマネジャーに集まっただき、会議や研修会を行う機会を設けております。

小石委員) それはすごく大切だと思います。大学生が来てくださるということも聞きましたので、お互いのプログラムなどを参考にしながら、更に高めあってほしいと思いました。

社会教育部長) 学校間の調整も含めて、プログラムの調整などトータルコーディネーターに対応していただいております。

木村委員) これは4月1日の専決処分で、今日は6月7日ですから、2カ月以上後の報告になっております。少し遅いと思うのですが、何か事情があったのでしょうか。

生涯学習課長) 3月末で任期が切れることが事前にわかっているので、早くから推薦依頼はするのですが、関係団体の総会が終わってから、この時期に報告させていただきました。

木村委員) 専決処分にならざるを得ない事情があることは前々からわかっておりますが、4月1日付での専決処分ですので、せめて4月か5月の定例会で専決報告をしていただきたいと思います。

社会教育部長) 来年度からはできるだけ早くあげられるよう努力します。

木村委員) お願いします。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈第9号議案採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教育長) 次に、専決報告第10号「芦屋市立美術博物館協議会委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員) 美術博物館協議会の委員の任期は平成30年12月16日から令和2年12月15日までの2年間ですね。PTA協議会の役員は1年で交代されるということですので、PTA協議会からの推薦の委員のみ、任期が1年になってしまうのですね。それはどうでしょうか。

生涯学習課長) PTA協議会のメンバー自体の任期が1年ですので、その中からできれば役員の方を推薦していただきたいので、どうしても仕方がないところにはなってしまいます。本来の任期は、2年ですということはお伝えしております。役員をやめられる際には辞任届をいただき、かわりにどなたかを推薦いただく形をとっております。

浅井委員) 2年続けて同じ方に委員をしていただくことはやはり難しいのでしょうか。

生涯学習課長) 事務局からは1年限りでの委員の依頼はしておりませんので、PTA協議会の中で決められると思います。

木村委員) PTA協議会のことについて、1年ごとに選任をするといいますが、引き続き2年ほどされる方もいらっしゃるのですか。それとも、全員が1年で変わってしまうのでしょうか。

越野委員) PTA協議会は担当校が輪番制なので、前年度は岩園小学校でしたが、今年度は朝日ヶ丘小学校が担当になります。小学校6年生の保護者や、中学校3年生の保護者の場合は、次の年には卒業されることもあり、難しいところがあります。

木村委員) このような意味では、全体の中で、PTA協議会だけが特殊なのですね。ですので、原則的には2年の任期で、例外的に対処してくということですね。

小石委員) 任期が2年となっていることには、それなりの意味があるのだと思います。

浅井委員) これは、芦屋市PTA協議会の役員に依頼をしていることですから、必ずしも委員をお願いする方をPTA協議会にこだわらなくてもいいのかもしれませんがね。

教育長) PTA協議会から推薦されている委員が、保護者としての観点から美術博物館に対して意見を言っただくのは大事なことだと思います。前の議論にもなるのですが、自治会連合会が公募的な形の新たな推薦方法を模索されている状況ですので、結果として運用方法が変わらなくてもいいですが、PTA協議会からの意見も聞けるような運用方法を考えてみてもよいかもしれませんね。

小石委員) そうですね。役職が変わっていても、同じ人が委員を2年

続けることは問題ないと思います。P T A協議会としてのご意見を出していただくことも、意味があると思います。

木村委員) 今の運用のままでしたら、前任者から後任者への引き継ぎをしていただくことで、多少の調整はできると思います。

教育長) 市民の幅広い意見を聞かせていただくことが目的ですので、十分に反映できるように考えてください。

越野委員) P T A協議会の役員は8人しかいない中で、附属機関の割り当ても多いので、負担にもなっているというお話もお聞きしております。各学校のP T A会長がP T A協議会の理事ですので、理事に附属機関の委員をお願いしてはどうかという話をしたりもしております。しかし、各学校の会長は、自分の学校のP T Aの運営があるので、なかなか頼みにくいということもあります。

P T A協議会としては、今後、附属機関の割り当てが増えてくる場合は、その年の役員だけではなく、前の年の役員に顧問という形で残っていただき、委員として参加していただくことも考えていきたいとおっしゃってございました。

木村委員) 本来、委員になる方が役員でなくてはいけないという縛りはありませんね。家庭教育の枠より選出すればいいので、P T A協議会が役員ではありませんが、この方を推薦しますという人を推薦していただくことも一つの方法だと思います。

生涯学習課長) 現在、私が把握している限りでは、P T A協議会に18の附属機関を依頼しております。数が多いため、役員だけでは難しいので、30年度の委員も役員以外の方にもお願いされておりました。このような附属機関に出られたあと、P T A協議会

の理事会で必ず報告を行いますので、役員や理事の方が委員になられる方が報告は行いやすいのかもしれませんが。

また、P T A協議会には、教育委員会で出していただいた意見をお伝えさせていただきたいと思います。

教 育 長) 生涯学習課はP T A協議会の担当課でもあるので、P T Aの活性化も込めて、参加しやすく意見も言いやすい雰囲気づくりを考えてください。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

<専決報告第10号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）>

教 育 長) ただ今から秘密会で審議いたしますので、教育委員及び管理部以外の方は退席願います。

<秘密会>

<第9号議案採決。結果、承認（出席委員全員賛成）>

教 育 長) 秘密会の審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

<秘密会審議 終了>

教 育 長) 閉会宣言